

令和5年度障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編）

2. 不当な差別的取扱い の禁止

解説：筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター

助教 中島 亜紀子

【2. 不当な差別的取扱いの禁止】

（1）用語解説

【障害者差別解消法】

第七条

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

第八条

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

【2. 不当な差別的取扱いの禁止】

（1）用語解説

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

（内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」）

【2. 不当な差別的取扱いの禁止】

（1）用語解説 基本的な考え方

【不当な差別的取扱いにあたらぬもの】

- ・合理的配慮を提供することによって、障害者でない者と異なる取扱いをすること
- ・合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること

【不当な差別的取扱いにあたるもの】

正当な理由なく、障害者を、障害者でない者より不利に扱うこと

【2. 不当な差別的取扱いの禁止】

（1）用語解説 “正当な理由” の判断

- ・客観的に見て正当な目的の下に行われている場合
- ・その目的に照らしてやむを得ないと判断される場合
- ・個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて、総合的客観的に判断することが重要
- ・正当な理由があると判断した場合は障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい

【2. 不当な差別的取扱いの禁止】

（2）事例解説

- 【事例①】受験前相談での対応の例
- 【事例②】授業履修にあたっての相談対応の例

【2. 不当な差別的取扱いの禁止】

事例① 受験前相談での対応の例



発達障害のため、説明を聞きながら板書を書き写したり、作業するといった同時処理が苦手です。ぜひこの大学で学びたいですが、サポートを得られるでしょうか。

大学としてできるだけ対応しますが、初めてのことで体制もなく、十分にできない授業もあると思います。

ご本人の一人倍の努力も必要になりますが、了解していただけますか？

また、学業に遅れが出ないように、保護者の協力は得られますか？

【2. 不当な差別的取扱いの禁止】

事例① 不当な差別的取扱いに 当たる可能性とは

- 正当な理由なく（学生が抱える困難の具体的な状況を聞き取ったり、一つひとつの授業の受講時に生じる困難や必要とされる配慮、配慮提供の可能性についての検討をせず）、
- 発達障害に伴う困難があると申し出を受けた段階で、十分対応できない（可能性がある）と判断し、
- 人一倍努力して勉強することや、保護者の協力が得られることを確認するなど、他の受験生には求めない条件を付している

【2. 不当な差別的取扱いの禁止】

事例① 改善を考えるにあたって

- 「初めての受入である/前例がない」
「支援体制が十分でない/規程等が未整備」
といったことは、合理的配慮を提供しなくてよい理由とはならない
- 本人の人一倍の努力や保護者の協力を前提とするのではなく、大学が責任をもって合理的配慮の提供に向けて検討していくことが必要

【2. 不当な差別的取扱いの禁止】

事例② 授業履修にあたっての 相談対応の例

来年から専門の必修科目で化学実験の授業があり、グループ作業が増えると聞きました。どんな配慮が必要か、受講する前に相談したいのですが。



実験では危険を伴うこともあり、耳が聞こえないと安全確保が難しいかもしれません。グループのメンバーにも迷惑をかけないように、グループ実習は免除してレポート課題に代替しましょう。



【2. 不当な差別的取扱いの禁止】

事例② 不当な差別的取扱いに 当たる可能性とは

- 個別的な状況を検討せず、聴覚に障害があることを理由に、抽象的な理由（「障害があると安全確保ができない」「周囲に負担をかける」）で、
- 配慮を受けて受講したいという本人の意向とは異なり、授業参加の制限となるような提案（実験を免除しレポートへ代替）をしている

【2. 不当な差別的取扱いの禁止】

事例② 改善を考えるにあたって

- 意向尊重
- 本質変更不可
- 安全確保について抽象的な議論にとどめず、具体的にどのような危険が想定され、それを回避するためにどのような方法が考えられるか、個別に検討することが必要